

## 寄附金税額控除について

### 寄附金控除の申告（確定申告）

所得税・住民税から寄附金控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税及び復興特別所得税の**確定申告が必要**です。申告の際に、同封の「**寄附金受領証明書**」又は「**納入通知書（納付書）兼領収書**」が必要となりますので、大切に保管してください。

詳しくは、国税庁（確定申告）のホームページ または、住所地等の税務署にお問い合わせください。

### 特例申請（ワンストップ特例）

寄附金税額控除を受けるためには、原則、確定申告が必要ですが、地方税法に規定された条件に該当する方（下表の対象者）については、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した自治体に提出することにより税額控除を受けることができます。

ただし、特例の提要を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、寄附を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減税という形で控除が行われます。

対象者	確定申告を行う義務のない給与所得者等で確定申告を行わない方 その年に寄附を行う自治体数が5団体以内である方 ※給与所得者等であっても、確定申告を行う場合は対象となりません。
申請書類	寄附金税額控除に係る申告特例申請書（省令第55号の5）
申請書類作成方法	申請書の必要事項を記入、押印 ※特例対象寄附者であるかどうかは申請者本人が申請書にチェックする必要があります。
添付書類	個人番号（マイナンバー）と本人確認ができる書類の添付が必要となります。 ※別添「ワンストップ特例申請書の添付書類について」参照
申請書及び添付書類の提出先	寄附をした自治体（複数の自治体に寄附した場合はそれぞれ必要） ※豊田市への寄附金の場合は、 豊田市役所 財政課（〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地）
申請書及び添付書類の提出方法	持参、郵送（郵送の場合、郵送料は申請者をご負担ください。） <b>寄附をした翌年の1月10日までに提出（必着）</b>
提出後の変更	御住所等に変更があった場合は、変更届出書が必要になりますので、御連絡ください。（変更届も寄附をした翌年の1月10日までに提出が必要）

**確定申告を行う場合は、寄附金税額控除特例申請書を提出する必要はありません。**